





また、更なる車輪脱落事故防止対策として、10月1日より、自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分を導入しました。

○車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者に対する車両の使用停止（初違反 20日車、再違反 40日車）

○一定期間に複数回の車輪脱落事故を惹起した自動車運送事業者等に対し整備管理者の解任命令

【国土交通省プレスリリース】

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000308.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000308.html)

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

[https://youtu.be/Szz2ZF7Gd\\_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c](https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c)

---

(2) (近畿運輸局発) 自動車事故防止セミナーを開催いたします。

(配信日：R5.12.1)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より自動車事故防止セミナーを開催しております。

本年度（令和5年度）におきましても、第15回目となりますセミナーを開催いたします。学識経験者、運送事業者、国土交通省物流・自動車局安全政策課による講演を予定しておりますので、是非ご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

※セミナーの詳細につきましては、近畿運輸局ホームページをご覧ください。

<https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press/>

→プレスリリース：近畿運輸局 2023年11月27日 第15回自動車事故防止セミナーを開催します！をご覧ください。

なお、お申し込みにつきましては、関西交通経済研究センターHPにて受付しておりますので、予約状況をご確認の上、お申し込みください。

<http://kankouken.org/>

【開催日時】

令和6年1月25日（木）13時00分から16時10分（12時00分より受付）

【場所】

大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」7Fホール

【参加定員】

400名

<講演内容>

1. 「乗客もドライバーも安心して運行できる環境をめざして  
～運転者の健康管理、バスの車内事故削減に向けた取組み～」  
国土交通省 物流・自動車局 安全政策課  
課長補佐（総括） 小柳 美枝子 氏
2. 「山陽バスにおける車内事故防止の取組みについて」  
山陽バス株式会社  
取締役企画部長兼安全推進部長 濱田 隆弘 氏
3. 「視野障害とその原因疾患を理解する」  
近畿大学 医学部 眼科学教室 教授  
医学博士 松本 長太 氏

---

(3) (中部運輸局発) 自動車事故防止セミナー2023聴講者を募集します  
(配信日：R5. 11. 17)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2023」を開催しますので、聴講者を募集します。

本セミナーにおいて、自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。

また、セミナーの様子は後日Y o u T u b eによるアーカイブ配信も行います。

是非この機会にご参加ください。

日 時：2024年2月8日（木） 13:00～16:20（開場12:00）

場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール  
（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

定 員：600名（事前申込制）

テーマ：「普段の生活、職場における健康管理が事故防止への第一歩」

参加費：無料（どなたでも参加いただけます）

受付期間：2023年12月1日（金）～2024年1月25日（木）

（定員になり次第締め切ります）

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP（Mission1st運動ページ）をご覧ください。

<http://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

---

(4) 貸切バスの安全性向上に向けた対策のための制度改正を行いました。

(配信日 : R5. 10. 13)

国土交通省では、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故（死傷者計29名）を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないように、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討してまいりました。

今般、本対策を制度化するため、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）の改正等を行いました。

#### ○新制度の概要

- ・ 輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等
- ・ 録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け
- ・ アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け
- ・ デジタル式運行記録計の使用の義務付け
- ・ 安全取組の公表内容の拡充

○改正内容等の詳細は、下記の国土交通省Webページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000152.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html)

---

(5) 事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

(配信日 : R5. 9. 29)

今般、下記の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表しました。

#### 記

#### ○重要調査対象事故

- ・ 大型トラックの追突事故（山梨県甲州市）

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000597.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000597.html)

## ※対象事故について

重要調査：特別重要調査対象事故以外の事故であって、事故調査委員会による要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

(参考)

特別重要調査：社会的影響が大きく、事故調査委員会による特別な調査、要因分析及び再発防止策の提言が必要なもの

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/jikochousa/report1.html>

---

## (6) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

(配信日：R5.8.18)

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、今般、その補助金の申請受付を以下のとおり開始いたします。

### 1. 実施する補助事業

- (1) 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援
- (2) 運行管理の高度化に対する支援
- (3) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援
- (4) 社内安全教育の実施に対する支援

### 2. 補助事業の内容

(公財) 日本自動車輸送技術協会並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- (公財) 日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/01asv/esc\\_05.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/01asv/esc_05.html)

運行管理の高度化・過労運転防止・社内安全教育に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/enzen/subcontents/jikoboushi.html>



善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

